

○酒田市下水道事業の測量・建設コンサルタント等に係る指名競争入札参加者の
等級別格付に関する規程

(平成 30 年 4 月 25 日企業管理規程第 4 号)

改正 令和 8 年 2 月 6 日企業管理規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下水道事業の契約に関する規程(平成 17 年企業管理規程第 16 号)が
準用する酒田市契約規則(平成 17 年規則第 58 号。以下「規則」という。)第 26 条第 5
号に規定する指名競争入札に参加する者に必要な要件に関し必要な事項を定めるもの
とする。

(格付をする建設工事の種類等)

第 2 条 等級別格付については、酒田市測量・建設コンサルタント等に係る指名競争入札
参加者の等級別格付に関する規程(平成 27 年告示第 350 号)を準用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

附 則(令和 8 年 2 月 6 日企業管理規程第 1 号)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。